

既に旧優生保護法一時金支給法に基づき一時金を受給した皆様へ
～こども家庭庁から旧優生保護法補償金制度に関するお知らせです～

令和6年7月3日の最高裁判決において、旧優生保護法の優生手術に関する規定により優生手術を受けることを強制することは、憲法に違反するものであり、旧優生保護法の優生手術に関する国会議員の立法行為は、国家賠償法上違法であること等が示され、国の損害賠償責任が認められました。

これを受け、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金を支給すること等を目的とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が、令和6年10月8日に議員立法により国会において全会一致で成立し、令和7年1月17日に施行されました。

旧優生保護法に基づき、あるいは、旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、心身に多大な苦痛を受けてこられてきたことに対し、その執行の在り方も含め、政府の責任は極めて重大なものであり、真摯に反省するとともに、心より深く謝罪申し上げます。

この法律では、その前文において、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、国会及び政府の責任を認めて深く謝罪しています。あわせて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し、補償金の支給を行うこととしています。

今回このお知らせを受け取られた、既に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づいて一時金を受け取られている方は、この補償金の支給対象になります。また、この法律では、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方ご本人のみならず、その配偶者の方（配偶者が亡くなっている場合は、そのご遺族の方）も、補償金の支給対象になりますので、可能であれば、配偶者の方にもその旨ご案内いただけますよう、お願いいたします。まずは同封のリーフレットをご一読いただければ幸いです。

※ 補償金の支給を受けるには、補償金について請求を行っていただき、同封のリーフレットに記載する支給要件を満たすこと等により、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。なお、国により同一の事由について損害が填補されている場合は、補償金等の支給額について調整する場合があります。

また、このお知らせを受け取られた方は、既に一時金を受け取られていることから、請求書に氏名、住所、振込口座等の必要最低限の内容を記入して請求いただければ補償金の支給を受けることが可能です。一方で、請求書の作成について不安がある場合は、無料で「サポート弁護士」による支援も受けられますので、この仕組みの活用もご検討ください。

ご不明な点や、弁護士によるサポートのご希望等がありましたら、お住まいの都道府県の窓口（同封のリーフレットの裏面に記載）にお問合せください。